



# 再び交通行政の統一に於て

田 中 好

○  
 各省各局に分屬する交通行政を統一して交通機關を整理し交通の圓滑を圖ることは、積極的に産業を助長せしむるのみならず、消極的に國家の政費を節約し國民の不經濟的投資を防止する效果あるを以て、産業立國を標榜する現内

閣の爲すべく爲さざるべからざる時務なることは、本誌前卷第十一號に於て論じたところであつたが、近時聞く所に依れば全國の交通事業に關係を有する事業家の集團である電氣協會鐵道同志會及帝國鐵道協會の三社團から交通並に電氣行政統一に關して關係各大臣に建議したそうである。建議の趣旨の中で交通行政統一に關する建議理由は全然

吾人の所論と同一であつて、更に細説の必要を認めない位であるが、其の建議事項の要領は(1) 交通並電氣行政監督機關の統一を圖るを以て主眼とするこゝ、(2) 各省所管事項中鐵道、軌道、道路、河川、港灣、運河、自動車、索道其他の陸運並電氣事業を統一するこゝ、(3) 前項の趣旨に依り現在各所屬局中統一するものは鐵道省監督局内務省土木局遞信省電氣局及郵務局なるこゝ、(4) 國有鐵道の現業機關は統一行政機關の外局とするこゝ、(5) 前各項以外監督又は管理上二省以上に跨る事項ある場合は相互間に於て委員會を設置するこゝの五項に互つてゐる。

○

以上の建議を簡短に言はゞ陸運を主管する交通省若くは運輸省の如き機關を設け、之に電氣行政監督の權限を附加せよと言ふこゝに爲るのである、固より陸運行政を統一する其の趣旨に就ては吾人は建議者以上に賛成し之を強調するのであるが、之れだけの統一機關を創設するに在ります

れば、更に一步を進めて船舶殊に水運行政の統一を主張されなかつたのを頗る遺憾とするのである、嘗て論じたやうに行政制度審議會が遞信省所管の權限中陸運に關する事項を鐵道省に移すこゝに決定したのは、交通行政の統一は爲らずして寧ろ水陸運送行政統一の形式にある現制度の方が理想に合致するのである、此建議も亦審議會の決定と同様に船舶殊に水運行政を併せ統一するこゝに言及しなかつたのは吾人の解するに苦しむ所である。

蓋し建議は水上運送に供せらるべき河川港灣運河行政の統一を期するものであつて、是等の物を利用するこゝに依つて行はれ始めて存在するこゝあるべき水運の行政を統一せざるは餘りに現制度に即した嫌がある、今港灣に就て觀ても、港内航路のこゝは遞信省の所管に屬し、航路の維持管理に就ては港灣管理者の權限に屬し、航路其の物に航路指揮が分割管理さるゝが故に常に船舶業者が不満を訴ふる所である、殊に水運に陸運施設が相伴はない結果滯貨の問題を解決するこゝが出来なくて大問題と爲つたこゝも

ある。若し本建議が陸運行政統一の趣旨なりとすれば河川  
港灣運河に關するところは論外に置くべきである、是等の物  
が陸運と密接の關係を有することに依つて統一するものな  
りせば、陸運に最も關係を有する國有鐵道の現業機關を  
半獨立的の外局とする意見と矛盾を來すのである、或は船  
舶殊に水運行政を所管せしむることに依つて尠なる一省  
を構成し行政統一の實を擧ぐるに困難なりと言ふ説もあら  
うが、それは一種の杞憂に過ぎない、或は河川港灣運河に關  
する行政は、現行官制の如く船舶殊に水運行政に關係がな  
いものとするに在りとせば、道路行政が道路を利用する自  
動車の運送に無干渉なりと言ふ説も同一であつて、吾人の  
賛せざる所である、何れにしても船舶殊に水運行政の一部  
と陸運行政を獨立せしめたのは遺憾とする所である。

○  
國有鐵道の現業を監督機關の圏外に置き、外局として現  
業を執行せしめむとするのは、全然吾人の所論と一致し贊

成する所である、蓋し起業主體否な機關が他の起業者を監  
督すること合理的で無いのは、卑近の例を以て言はゞ一千  
萬圓の資本を有する會社が百萬圓の會社を監督するのと同  
一であつて、一千萬圓の資本を有するが故に監督權を有す  
る理由を發見する能はざると同様に、營業者たる國家が他  
の營業者を監督するの理由を持たないのである。

暫く理窟を捨て、事の實際に徴して觀ても、營業者が自  
己の營業に不利益な他人の營業を阻止するのは人情の然ら  
しむる所であつて、夫れが國家の機關たる地位を有する場  
合に在りても事實は同様である、従つて遂に民間企業を壓  
迫する事と爲るのであつて、地方鐵道業者、時には軌道經營  
者までも鐵道省の民業壓迫を口にする現況である、固より  
國家が經營する鐵道なるが故に、純然たる私企業と異り交  
通政策上特殊の地位に在るものとしても、夫れを理由とし  
て國民全般が國鐵以上に利益を受くべき事業の發達を阻止  
すべきでない。換言例示すれば一定路線に於ける自動車營  
業が、國有鐵道の經營に影響することに依つて其の營業を

特許せざるにありければ、自動車に依つて受くべき國民の利益は國鐵の爲に犠牲と爲るのであつて、大局より打算して國家の不利を招來するのである、此見地に於て吾人は外局説に賛成するのである。

○

電氣行政を交通行政監督機關をして執行せしむることも必ずしも悪くは無い、併しながら建議が説明するやうに、電氣事業は常に文化生活の要素なるのみならず、是等交通機關の重要な原動力として交通機關と共に同一行政の下に統制せらるゝを得ば其の至便蓋し計り知るべからず、と言つた如き理由を以てしては賛成することが出来ない、蓋し電氣は獨り交通機關のみに使用するに非ざるは言ふ迄もない、殊に我國發電力中三百萬キロワットは一般電燈電力に供給され、交通機關に使用さるるものは其の二割餘に過ぎないのであつて、唯だ交通機關にも關係を有するに止る程度に外ならない、従つて關係を有するの一事を以て交

通行政監督機關の權限たらしめむとする如き、殆んご理由とするに足らないのである。之を其の權限に屬せしむる根據は建議書後段に附加した理由、即ち發電用水利河川の監督關係よりして交通行政監督機關に統一するの必要と理由が存在するのである。

言ふ迄もなく電氣事業の總ては水力電氣では無い、併しながら現時の發電力中二百萬キロワットは水力電氣にして火力は九十五萬キロワットを占むるに過ぎないので、我國は是として水力電氣を利用する必要があるこの理由に依つて水力電氣の所管省をして水力電氣に關する事を統制せしむるとは事務分配の便宜と電氣事業の統一上當然の事である。

近時發電用水利に關する事項の主管に就て内務遞信兩省意見の相違を來し行政制度審議會の議を請ひつゝ、ありこのことであるが、河川行政が治水と利水とを離れて存在するの謂はれなく、反對論者の言ふが如く治水事務は常に電氣事業的考察に基き統一處理するを要し、發電水力の經濟的開發を統一的に完成するに依りて始めて水利統制を所期し

得言ふが如きは、彼の乗合自動車の主管を遞信省の所管なりと言ふ獨斷論以上の獨斷にして、餘りに明白過ぎる失當の見解である、蓋し利水のこゝたる獨り發電に止まらず灌漑排水舟運流木漁業水道等重要なる事業に關係を有し、如何なる見解よりするも治水事務は常に電氣事業的考察に基き處理するを要すと言ふが如きは、偏狹も甚しく論議の價值が無いのであつて審議會の議を乞ふの必要な程明瞭である。

夫れは兎も角、建議が河川行政を統一することに依つて當然電氣行政を交通行政監督機關に統一することを強調せなかつたのは隔靴搔痒の感がある、更に河川港灣行政を統一せむとする根本趣旨に鑑み水運行政も亦所謂交通行政監督機關をして執行せしむるの必要あるを以て、此趣旨に依り本建議が採用されて制度の改廢を見るに至つたならば、不合理な制度の爲に發展せんとして進展しない我が産業は異常の發達を遂げ得るであらう、吾人は切に建議の趣旨が徹底されむことを祈つて已まない。

### 歐洲の自動車關稅同盟說

羅馬來電に依れば伊太利政府は自動車製造費を遞下する爲十二月初旬トリノに於て冶金工業の賃金値下に關する商議を開くと云ふ。伊太利政府は自國自動車工業が米國の競争に依り壓迫されることを防ぐ爲に最善の努力をなすべく決心した。併し米國では材料が著しく低廉であるばかりでなく巨大な内國市場は合理的生産を可能ならしむるから伊太利其他の歐洲諸國が永く其競争に耐え得る見込はない。獨逸及瑞西の市場は伊太利の夫よりも更に米國の自動車に侵されてゐる。そこで歐洲の自動車工業が映畫工業の運命を踏まざらんが爲にはどうしても、シトロエンの提議した様に歐洲の關稅同盟を作り米國自動車の洪水を防がねばならぬ。伊太利政府が之案に好意を以て對する事は疑ないところであるし今羅馬の工業界では獨伊委員の會合が近々催され獨伊商品の交換に關し二三の問題が商議されるだらうと、噂が専らである、聞くが如くんば歐洲の自動車工業の國際的聯合に關する試は今年初めのミラツに於て開かれた會議に其端を發する。同議場では佛蘭西側からカルテル類似の聯合を作らうと提議された、英國でも亦噂の通り最近此問題に關する會合があり夫には獨逸の専門家も列席した。此の如く本問題は今や映畫政策と共に歐洲に於ては茲にも米國の巨大なる魔の手に反抗せんとする歐羅巴の苦悶の聲が聞かれる最も重大なる問題となりつゝある。併し歐洲の自動車生産者等が相衷協同歐洲市場の合理的管理に力めたなら米國の競争に有效に對抗し得る事は不可能ではあるまい。